

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	栄町駅交通広場清掃業務	
発 注 課	土木部維持管理課	
選 定 事 業 者	株式会社 シムス	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>当該清掃業務は対象面積が狭小であり、作業の所要時間が1時間に満たないことから、当該業務箇所のみのために人員配置を行う場合、作業内容に比して過剰となる人員を常駐させるか、作業員の移動を繰り返す必要が生じ、経費が高額となる。</p> <p>このため、当該業務箇所と隣接している、交通局発注の駅舎清掃業務（栄町清掃区）を、令和3年10月1日から令和6年9月30日まで受託している上記事業者と契約することにより、作業員の共有が可能となり、大幅に経費を節減することができる。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）	
決 定 日	令和5年2月13日	